

私は東京で、パートで働いている主婦です。年齢は35歳(40歳未満)です。主人はサラリーマンで給与収入は480万円(1,085万円以下)です。世の中「103万円、106万円、130万円の壁」とか騒々しいのですが、何が違うのか説明してください。



以下の表をみてください。

奥さんの給与年収別の公的事柄の関係です。

妻の給与年収	妻に関わる事柄					夫に関わる事柄	
	所得税	住民税	雇用保険	厚生年金保険料	健康保険料	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円超103万円以下	×	○	○	×	×	○	×
103万円超106万円未満	△	○	○	×	×	×	○
106万円以上130万円未満	△	○	○	○	○	×	○
130万円以上150万円未満	○	○	○	○	○	×	○
150万円以上201.6万円未満	○	○	○	○	○	×	○
201.6万円以上	○	○	○	○	○	×	○

○は関わる事柄、×は関わらない事柄、△は社会保険料によって所得税が生じる場合がある

例えば給与年収100万円超103万円以下(下地グリーンの項目)

- ・「所得税」はかかりません。
- ・「住民税」はお住まいの地域によりますががかかります。
- ・「雇用保険」はかかります。
- ・「厚生年金保険料」と「健康保険料」はかかりません。

夫に関わる事柄では

- ・「配偶者控除」38万円が夫の所得から引かれます。
- ・「配偶者特別控除」はかかりません。

この結果として給与収入が増えても「手取り額」が増えるのか、減るのか、それがどうなるかが「壁」として問題になっているのです。

以下にいくつかの給与年収を比較して「壁」の意味を理解してください。

## 1. 年収103万円の手取り額

給与年収1,030,000円(月額85,833円)

給与所得控除550,000円

給与所得480,000円

厚生年金保険料	0
健康保険料	0
雇用保険料	6,180円

基礎控除480,000円

課税所得0円

所得税0円

手取り額 1,023,820円

①給与収入1,030,000円から給与所得控除550,000円を引きます。

給与所得は480,000円になります。

②給与所得480,000円から雇用保険料6,180円と基礎控除480,000円を引きます。

課税所得は0円になります。

③所得税は0円になります。

奥さんの給与収入1,030,000円から引かれるのは「雇用保険料」だけです。

手取り額は**1,023,820円**になります(住民税は引いていません)。

## 2. 年収106万円の手取り額

- ・ 年収が106万円以上になり下記条件に適すると社会保険(健康保険・厚生年金)への加入が必要になります。加入すると、保険料が給与から差し引かれるため、給与収入が増えてもその分がすべて手取りに反映するわけではありません。
- ・ 社会保険(健康保険・厚生年金)への加入条件

賃金月額が8.8万円以上(年収106万円以上)
従業員数51人以上規模
週の所定労働時間20時間以上
雇用期間が2か月超見込まれる
学生でないこと

給与年収1,060,000円(月額88,333円)

給与所得控除550,000円

給与所得510,000円

厚生年金保険料	96,624円
健康保険料	52,692円
雇用保険料	6,360円

基礎控除480,000円

課税所得0円

所得税0円

手取り額 904,324円

- ①給与年収1,060,000円から給与所得控除550,000円を引きます。  
給与所得は510,000円になります。
  - ②給与所得510,000円から厚生年金保険料96,624円、健康保険料52,692円、雇用保険料6,360円と基礎控除を引きます。  
課税所得は0円になります。
  - ③所得税は0円になります。
  - ④奥さんの給与収入1,060,000円から引かれるのは  
「厚生年金保険料」「健康保険料」「雇用保険料」が引かれます。  
手取り額は**904,324円**になります(住民税は引いていません)。  
手取り額は下記のように**119,496円**減収します。
  - ⑤年収が増えても、手取りが減るので働き控えをします。
  - ⑥厚生年金保険料を払っているので将来の老齢厚生年金が増えます。
  - ⑦健康保険料を払っているので病気orケガした場合に傷病手当金を貰えます。
- 以上、今の手取りを優先するのか。老後生活と日々の傷病による収入減を優先するのか。それがパート主婦の「103万円」「106万円」の壁のテーマなのです。

		増えた給与年収			
給与年収	1,030,000	30,000	←	1,060,000	給与年収
厚生年金保険料	0			96,624	厚生年金保険料
健康保険料	0			52,692	健康保険料
雇用保険料	6,180			6,360	雇用保険料
所得税	0			0	所得税
手取り額	1,023,820			904,324	手取り額
		減った手取り額			
		-119,496	←		

次号は配偶者の130、150万円の壁について